中部日本個人・重奏コンテスト本大会実施規定

第１章　総　則

第１条

個人・重奏コンテストは、連盟規約第３条に定められた支部から推薦された個人、グループが参加して、毎年１回実施する。

第２条

本大会の実施日時および会場は、当該年度の５月末までに本連盟理事会において審議し、理事長が決定する。

第２章　参加部門および本大会への参加資格

第３条

大会は以下の部門に分けて実施する。また、各部門はそれぞれ個人の部、重奏の部を実施する。ただし、大学・一般の部は重奏の部のみとする。

１　中学校部門　　２　高等学校部門　　３　大学・一般部門

第４条

本大会に参加する個人またはグループは、次の第１号の条件を満たした上で、第２～3 号のいずれかに該当する条件を満たしていなければならない。

１　本連盟に加盟している団体に所属していること。

２　中学校部門については、学校教育法に基づく中学校及びこれに準ずる学校に所属していること。その構成メンバーは、同一中学校に在籍し、正規の授業またはクラブ活動として吹奏楽を習得している１・２年生の生徒とし、３年生の中学校部門への出場は認めない。但し、同一経営の学園内における小学校児童の参加は認める。

３　高等学校部門については、学校教育法に基づく高等学校及びこれに準ずる学校に所属していること。その構成メンバーは、同一高等学校に在籍志、正規の授業またはクラブ活動として吹奏楽を習得している１・２年生の生徒とし、３年生の高等学校部門への出場は認めない。ただし同一経営の学園における小学校児童及び中学校生徒の参加は認める。

４　大學・一般部門については、上記第２～3 号に該当しない、大学、職場、一般等の団体に所属していること。その構成メンバーは同一団体に所属していなければならない。また、職業音楽家の参加は認めない。

第５条

同一奏者は２つ以上のエントリーをすることはできない。同一部門の個人の部重奏の部に重複してエントリーすることも認めない。

第３章　出場規定

第６条

出場できる楽器は、木管楽器・金管楽器・打楽器・ダブルベースとする。なお、ピアノ伴奏を個人の部においてのみ認める。個人の部に演奏者としてエントリーした者が同一団体の演奏者のピアノ伴奏者として出場することを認める。但し、重奏の部にエントリーした者は、個人の部のピアノ伴奏者として出場することを認めない。

第７条

重奏の部において、各グループの編成は２～１０名とする。また、個人の部において、伴奏者は出演者と見なさない。

第８条

演奏曲目は県大会で演奏した自由曲１曲とする。但し、組曲は１曲とみなす。

第９条

著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合には、事前に著作権者から編曲とその編曲に基づく演奏の許諾を得なければならない。この許諾を得ないでコンテストに出場することは認めない。なお、演奏者は演奏の許諾を得たことを証明する書類等を事前に事務局に届けなければならない。

第10条

演奏時間は個人の部４分以内、重奏の部５分以内とする。なお、演奏時間とは音の出始めから曲の終了まで。組曲の場合には音の出始めから最後の曲の終了までである。

第11条

重奏の部において、同一パートを２名以上の奏者で演奏することは認めない。

第12条

個人の部・重奏の部とも独立した指揮者をおくことは認めない。

第13条

個人の部・重奏の部とも、次の各号に該当していることが判明した時は失格とすることが出来る。

１　出場者に不正があるとき。
２　第６条に示された楽器以外で演奏をおこなったとき。
３　演奏曲に不正があるとき。
４　規定の演奏時間を超えたとき。
５　大会運営の進行を故意に妨げたとき。

第４章　出演順および審査、表彰

第14条

出演順は理事会で決定する。

第 15 条

本大会の審査員は主管県（支部）において候補者を挙げ、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第 16 条

審査員の数は３名以上とする。

第 17 条

審査方法の詳細は別途定める。

第 18 条

表彰は、各部門の個人の部、重奏の部ともに金賞、銀賞、銅賞とする。また、個人の部、重奏の部の優秀個人・グループには特別賞を贈る。

第５章　各県代表数

第 19 条

各県より本大会へ出場できる各県ごとの個人、グループの数については開催年度の１２月末日までには理事会において決定する。

第 20 条

各県代表の選出方法については各県（各支部）に委ねるものとする。

第６章　その他

第 21 条

コンテストの運営は、本部理事長を大会委員長　主管県（支部）理事長を実行委員長として本部理事と本大会主管県（支部）が協力してその任に当たる。

第 22 条

コンテスト実施にあたって、本連盟が必要と認めた場合には、共催または後援団体を持つことができる。

第 23 条

災害等による本大会の開催の可否については以下のとおりとし、中止となった場合には後日、本大会の開催はしない。

１　大会前日までに自然災害が発生し、開催地において本大会が運営できない場合には理事長の判断で中止することができる。

２　大会当日、開催地において特別警報等が発令された場合には理事長が関係者と協議し、開催の可否を判断し各参加団体に連絡することとする。

３　大会開催中に緊急事態が予測される場合には理事長の判断により本大会を中止することがある。

第 24 条

その他コンテスト開催上の細目については理事会がこれを定める。

第 25 条

この規定は理事会において、出席者の過半数の承認が得られた場合には改正をすることができる。

＜付　則＞

１　各支部大会は、本コンテスト規定に準ずるものとする。

平成２０年５月１１日改正
平成２１年１２月１３日改正
平成２６年３月２２日改正
平成２７年５月９日改正